

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収義務者様で払込金融機関に九州各県（沖縄県を除く）以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、この「指定通知書」に払込みされるゆうちょ銀行・郵便局名を記載して、当初納入する際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、すでに指定済の郵便局等は、引き続き利用できますので、再度提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様
郵便局長様

佐賀県鹿島市長 樋口 久俊

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を当市の市・県民税（特別徴収）の取扱局に指定したので通知します。

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 口座番号 | 01750-7-960049 |
| 2 | 加入者名 | 鹿島市会計管理者 |
| 3 | 取りまとめ局 | 福岡貯金事務センター (〒812-8794) |